

第12回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年3月24日(金)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 14名
 - 1番 保坂正雄 3番 切替三夫 4番 奥野元好
 - 5番 地引正和 6番 注連野千佳代 7番 有原敏夫
 - 8番 若林豊 9番 渡邊美代子 10番 露崎春雄
 - 11番 山口武夫 13番 小泉勝彦 14番 山口勝久
 - 15番 関根芳夫 16番 石塚康夫
- 5 欠席委員 2名
 - 2番 石渡正明 12番 中川喜一郎
- 6 出席農林振興課職員 1名
川邊農政班長
- 7 出席事務職員 4名
菊池事務局長 在原副参事 高品副主査 石井副主査

◎開 会

平成29年3月24日午後3時00分 開会

○事務局長（菊池 博君） 本日はお疲れさまです。

それでは、地引会長からご挨拶をお願いいたします。

○議長（地引正和君） お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。きのうのことなのですけれども、〇〇〇〇の〇〇さんのお母さんが97歳で亡くなりまして、きのう皆さんの意志をもつてお通夜に行ってきましたので、それだけご報告しておきます。よろしくどうぞお願いいたします。

○事務局長（菊池 博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。総会の議長は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うことになっておりますので、地引会長、よろしくをお願いいたします。

○議長（地引正和君） ただいまより第12回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中13名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。2番、石渡正明委員、12番、中川喜一郎委員。

次に、10番、露崎春雄委員から本日おくれる旨の報告がありました。

◎議事録署名委員の指名

○議長（地引正和君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

9番、渡邊美代子委員、13番、小泉勝彦委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたしますが、議案第1号の1については平成29年3月23日、きのうでございますけれども、取り下げ願が提出され、それを受理いたしましたので、本日の審議案件ではなくなりましたので、議案第1号の2から審査を行います。

議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の2についてご説明いたします。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成29年3月6日付で申請書の提出がありました。申請内容は、神納在住の個人が県外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲り渡し人は、県外に居住しており、遠方で管理ができないことから代理人を通して譲り受け人に売却の申し出を行ったとのことです。

譲り受け人は、申請地が自作地に近く、耕作上便利であることから申し出を受けるとのことです。

総会資料4ページの位置図をごらんください。場所は、神納字卒土田です。現地を確認したところ、

現地は田んぼで耕作されておりました。

総会資料5ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。農機具等については、トラクターや田植機、コンバイン等を所有しており、もみすり乾燥機については、親戚の〇〇〇〇さんに作業委託しているとのこと。このことから耕作に必要な機械はそろっているものと思われま。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で270日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が111アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと神納地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従って耕作していくとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第1号の2については私が申請地担当委員及び権利者住所地担当委員となりますので、この場より私から意見及び現地調査の報告をさせていただきます。

3月10日1時半から〇〇さん本人でございますけれども、会いました。そして、現地を見たのですけれども、今事務局のほうから言われましたようにきれいに耕作されておりました。そして、非常に農業に意欲があるような意向でございますので、私は十分やっつけられるのではないかと思いますので、皆様のご審議をお願いいたします。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の3についてご説明いたします。

議案の3ページをごらんください。本件は、平成29年2月28日付で申請書の提出がありました。申請内容は、吉野田在住の個人が県外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲り渡し人は、高齢で遠方にいるため農地の管理が困難なことから代理人を通じて譲り受け人に売却の申し出を行ったとのことです。

譲り受け人は、対象農地が通作できる距離であり、農業経営の規模拡大を考えていたことから申し出を受けるとのことです。

総会資料6ページから7ページの位置図をごらんください。場所は、神納字新割です。現地を確認したところ、現地は畑で不作付地でしたが、保全管理されておりました。

総会資料8ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、トラクターや耕運機、田植機にコンバイン、もみすり乾燥機等を所有しており、耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で400日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が194アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第1号の3についても私が申請地担当地区委員となりますので、この場より私から意見及び報告をさせていただきます。

3月10日午後2時より代理人の〇〇さん、それから譲り受け人の〇〇さんと一緒に現地及び話を聞きました。現地は、今事務局のほうから言われましたように畑でございます。ただ、吉野田からちょっと遠いのではないかと言いましたけれども、今車社会でございますので、そんなに時間的にはかからないので、耕作はできるということでございました。

以上で私のほうからの説明を終わらせていただきます。

次に、権利者住所地委員の意見を求めます。

14番、山口勝久委員。

○14番（山口勝久君） 14番、山口です。3月8日午後3時半に譲り受け人の〇〇さん、そしてその代

理人であります〇〇〇〇の〇〇さんに農家要件に関して確認をさせていただきました。譲り受け人の〇〇さんは、ただいま事務局から説明のあったとおり、あるいは総会資料にあるとおり、耕作面積、保有農機具等の要件を満たしております。本申請に基づく農地の取得については支障ないものと思われます。そして、現在〇〇さんは稲作をメインにやっているということでしたので、今回申請地が畑ということですので、その辺につきまして伺いましたところ、先ほど事務局からも説明ありましたが、農業を拡大していきたいということで今回の畑については野菜をつくり、販売をしていきたいということで、一応つくる野菜については現在ブロッコリーをつくりたいということで話が出ました。

以上でございます。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 全員賛成でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の4についてご説明いたします。

議案の3ページをごらんください。本件は、平成29年2月28日付で申請書の提出がありました。申請内容は、吉野田在住の個人が今井在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲り渡し人は、後継者もおらず、労働力不足のため農地の管理が困難なことから代理人を通じて譲り受け人に売却の申し出を行ったとのことです。

譲り受け人は、対象農地が通作できる距離であり、農業経営の規模拡大を考えていたことから申し出を受けるとのことです。

総会資料9ページの位置図をごらんください。場所は、飯富字東ノ下です。現地を確認したところ、現地は畑で不作付地でしたが、保全管理されておりました。

総会資料10ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。農機具等については、トラクターや耕運機、田植機にコンバイン、もみすり乾燥機等を所有しており、耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で400日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が194アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、山口武夫委員。

○11番（山口武夫君） 11番、山口です。3月の10日午前10時に〇〇さんと代理人の〇〇さんと3人で現地を確認しました。現地は畑になっていて、草はきれいに刈ってありました。また、農家要件も満たしておりますので、問題はないと思われますので、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 次に、権利者住所地委員の意見を求めます。

14番、山口勝久委員。

○14番（山口勝久君） 14番、山口です。本件におきましては、先ほどの第1号議案の3と譲り受け人が同じ方ということで、私の担当地区になります。それで、同じく3月8日、前号の案件と同時に聞き取りをしております。内容は先ほどと同じで、支障はないものと思われます。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の4について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の5について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の5についてご説明いたします。

議案の3ページをごらんください。本件は、平成29年3月6日付で申請書の提出がありました。申請内容は、林在住の個人が市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲り渡し人は、市外に居住しており、遠方で管理が困難なことから代理人を通じて譲り受け人に売却の申し出を行ったとのことです。

譲り受け人は、対象農地が自己所有地に隣接しており、耕作上便利であることから申し出を受けるとのことです。

総会資料11ページの位置図をごらんください。場所は、野里字上永府です。現地を確認したところ、現地は畑で不作付地でしたが、保全管理されておりました。

総会資料12ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。農機具等については、トラクターや耕運機、田植機にコンバイン等を所有しており、もみすり乾燥については農協に依頼をしているとのことです。このことから、耕作に必要な機械はそろっているものと思われま

す。農作業常時従事日数につきましては、世帯で450日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が151アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、切替三夫委員。

○3番（切替三夫君） 3番、切替です。現地確認の報告をいたします。

〇〇さんから電話がありましたので、3月8日、現地確認を行いました。現地は、事務局の言われたとおり、地目は水田ですけれども、畑状態になっておりました。きれいになっておりました。

以上です。

○議長（地引正和君） 次に、権利者住所地委員の意見を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 15番、関根です。3月8日の日に〇〇さんから電話いただきまして、3月の9

日の10時、農業委員関係でほかの現地調査、物件ですが、ありまして、〇〇〇の〇〇さんと2人で本当に農業やっているか、あるいは機械があるか、抜き打ち的にジープで行きました。ちょうど松の苗木を何かどこかへ出すというようなことで、地下足袋を履いて〇〇さん、それから子供の〇〇さん、そして手伝いの人が1人、3人で一生懸命やっていました。これは大丈夫だなと思いました。

それから、今事務局が言ったとおり、機械は全部そろっていました。それで、〇〇さんとちょっと話したとき、あの手づねのうちにコンバインが置いてあるというのは違和感があるななんて2人で話したけれども、さっき図面見て、自作地が隣で、先月出ました〇〇〇〇さんと縁故関係、親戚になりますので、共同でトレーラーというのですか、コンバインを載せてあるのを持っているということで、その辺は心配しなくても大丈夫かなと思いました。ユンボとかいろいろ車がここにいる。車2台返しても10台ありました、車が。今まで勤めていた関係でそういう車、やめて地下足袋履いて一生懸命やっていました。その辺でこの農家要件は満たしているというふうに判断いたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の5について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の6について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の6についてご説明いたします。

議案の4ページをごらんください。本件は、平成29年3月6日付で申請書の提出がありました。申請内容は、三箇在住の個人が市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲り渡し人は、市外に居住しており、相続で農地を取得しましたが、遠方で管理が困難なことから代理人を通じて譲り受け人に売却の申し出を行ったとのこと。

譲り受け人は、申請地が自作地に近く、耕作上便利であることから申し出を受けるとのこと。

総会資料13ページの位置図をごらんください。場所は、三箇字仲沖です。現地を確認したところ、現地は田んぼとして耕作されておりました。

総会資料14ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。

農機具等については、トラクターや田植機、コンバインにもみすり乾燥機を所有しており、耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で600日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件におきましては、耕作している面積が199アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと三箇地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区及び権利者住所地委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

16番、石塚康夫委員。

○16番（石塚康夫君） 16番、石塚です。3月の8日午後5時から〇〇〇〇さんの親であります〇〇さんと〇〇〇〇さんの代理人の〇〇〇〇さんの立ち会いで現地を見てまいりました。〇〇さんは、先ほど説明がありましたけれども、相続でこの農地を取得しましたけれども、いわゆる不在地主であります。〇〇さんは、位置図の資料の中で自作地とありますけれども、隣地が〇〇さんの土地でありますし、前からその耕作を頼まれてやっていた関係で今回の話になったそうでございます。特に見た限りでは問題がないと思います。〇〇さんも90歳ということで、子供もいないそうです。そういうことで、〇〇さんに譲り渡しをしたいというようなことでもございました。特に問題ないと考えます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の6について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の6については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の7について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の7についてご説明いたします。

議案の4ページをごらんください。本件は、平成29年3月1日付で申請書の提出がありました。申請内容は、奈良輪在住の個人が三箇在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲り渡し人は、後継者がいなく、労働力不足により農地の管理が困難なことから譲り受け人に売却の申し出を行ったとのことです。

譲り受け人は、ブルーベリー栽培経験があり、規模拡大を考えていたところ、ブルーベリーの作付がされている農地の売買の話があったためその申し出を受けるとのことです。

総会資料15ページの位置図をごらんください。場所は、三箇字仲沖です。現地を確認したところ、現地は畑として管理されており、ブルーベリーが植えられておりました。

総会資料16ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。

農機具等については、田植機、トラクター、コンバイン等を所有しており、もみすり乾燥については親戚の〇〇〇〇さんに作業委託しているとのことです。このことから、耕作に必要な機械はそろっているものと思われま

す。農作業常時従事日数につきましては、世帯で230日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が80アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのこと

です。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

16番、石塚康夫委員。

○16番（石塚康夫君） 16番、石塚です。今事務局のほうから説明のあったとおりでございます。3月の3日午後4時から譲り渡し人の〇〇〇さんの同席で現地を確認いたしました。現地は、地目は田んぼになっておりますけれども、周りに植木があって中心部に先ほど説明がありましたブルーベリーが植わっております。〇〇さんの説明ですと、事務局の説明のとおり〇〇さんはブルーベリーやりた

いということで、今現状植わっていますし、植木を片づけで防風林だけ残してブルーベリーをやるというようなことでもございました。植木の周りの下草等はきれいに管理をされていますし、特に問題はないかと思えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（地引正和君） 次に、権利者住所地委員の意見を求めますが、権利者住所地委員は私となりますので、この場より私から意見を述べさせていただきます。

譲り受け人の〇〇〇〇さんは、現在〇〇〇〇という〇〇〇をやっております。それで、たまたま私より1級下なので、本当に大丈夫か、ブルーベリーやれるのかと言ったら、ええ、70になりましたので、私もそろそろ隠居をして、やりたいということでございました。それで、自分が行けないときは従業員も使って、収穫のときはそんな形の中でやっていきたいということでございますので、十分意欲はございましたので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上でございます。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の7について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の7については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の8について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の8についてご説明申し上げます。

議案の4ページをごらんください。本件は、平成29年2月28日付で提出がありました。申請内容は、百目木在住の個人が市外在住の個人から贈与により所有権を取得しようとする案件です。

譲り渡し人は、県外に居住しており、遠方で管理ができないことから今まで管理を依頼していた親戚である譲り受け人に農地を贈与したいとのことです。

譲り受け人は、今までも耕作しており、自作地にも近いためその申し出を受けるとのことです。

総会資料17ページの位置図をごらんください。場所は、百目木字正辰です。現地を確認したところ、

現地は土地改良区域に含まれた田で、造成工事がされているところでした。実際には対象農地は譲り受け人の自作地と一緒に、3反区画の田んぼになるとのことです。

総会資料18ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。

農機具等については、申告書に記載がありませんが、トラクターや田植機、耕運機は親戚の〇〇さんと共有で利用しており、稲刈り及びもみすり乾燥は百目木地区の担い手である〇〇〇さんに作業委託しているとのことです。このことから、耕作に必要な機械は一通りそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で320日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が77アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと百目木地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区及び権利者住所地委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

7番、有原敏夫委員。

○7番（有原敏夫君） 7番、有原です。3月10日の午前10時に譲り受け人の〇〇〇〇さんと現地を確認し、説明を受けました。今事務局からありましたけれども、〇〇さんが遠方に住んでいるため、この田んぼはずっと〇〇家が耕作してきました。それで、現地は、先ほど説明もありましたけれども、圃場整備中で、資料の地図に黒く塗ってある左3分の1くらいを残し工事がされていきました。残っている部分は、29年度に工事が行われます。〇〇さんが所有している田はこの1筆だけで、資料地図中央右側の斜線部分の〇〇さんの所有する田の位置に新しい田んぼが完成していて、〇〇さんの田とつながって換地されてありました。この議案、権利内容が贈与になっていますが、〇〇さんと〇〇さんとは親戚関係にあり、戦時中〇〇さんは親御さんとともに〇〇さんのところに疎開をきて大変お世話になったりしているということで、どうしても無償で提供したいということでそうしたとのことです。その他の要件は、事務局の説明のとおりです。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論一ないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の8について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の8については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の9について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の9についてご説明いたします。

議案の5ページをごらんください。本件は、平成29年3月6日付で申請書の提出がありました。申請内容は、木更津市在住の個人が同じく木更津市在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲り渡し人は、高齢となり、労働力不足により耕作が困難なことから代理人を通じて譲り受け人に売却の申し出を行ったとのことです。

譲り受け人は、農業経営の拡大を考えており、袖ヶ浦市内にも農地を所有していることから申し出を受けるとのことです。

総会資料19ページの位置図をごらんください。場所は、谷中字五反田と横田字松見寺前です。現地を確認したところ、谷中の畑も横田の田もきれいに耕作されておりました。

総会資料20ページをごらんください。譲り受け人は市外在住者なので、木更津市農業委員会で取得した農業経営実態証明書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。

農機具等については、トラクターや田植機、コンバインにもみすり乾燥機等を所有しており、耕作に必要な機械はそろっているものと思われまます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で950日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が347アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、本案件につきましては同一人による2地区の申請となりますので、それぞれの担

当地区委員から意見及び現地調査の報告を求めます。

初めに、8番、若林豊委員。

○8番（若林 豊君） 8番、若林です。現地調査を3月13日午後1時半から代理人の〇〇〇〇の〇〇氏と、それと露崎委員、3名で現地のほうを一応回ってみました。田んぼにつきましては、きれいに耕うんされており、これから始まる田植えの準備をしており、問題ありませんでした。譲り渡し人の〇〇さんについては、もう高齢でほとんど農作業はできないというようなことでした。それで、この田んぼについても以前から〇〇さんが既にもう借りて耕作している圃場でした。ですから、今回高齢のためということで、つくってもらっている〇〇さんのほうに譲りたいということで、〇〇さんのほうも規模拡大をこれから考えているということで問題ないというふうに考えますので、ご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 続きまして、10番、露崎春雄委員。

○10番（露崎春雄君） 10番、露崎です。説明いたします。

3月の13日の1時半に代理人の〇〇さんと私と〇〇〇さんの3人で畑のほうを確認しました。畑、きれいに耕作されておりまして、別に問題ありません。そのほかの説明は、高品さんが説明したとおりです。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の9について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の9については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の10について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の10についてご説明いたします。

議案の5ページをごらんください。本件は、平成29年3月1日付で提出がありました。申請内容は、

横田在住の個人が同じく横田在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲り渡し人は、高齢となり後継者もおらず、労働者不足であることから譲り受け人に売却の申し出を行ったとのことです。

譲り受け人は、対象農地が自作地に近く、耕作上便利であることから申し出を受けるとのことです。

総会資料21ページの位置図をごらんください。場所は、横田字下坪良毛です。現地を確認したところ、現地は水田として耕作されておりました。

総会資料22ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。農機具等については、トラクターや田植機、農用車を所有しており、籾摺り、乾燥調製については上宿営農組合に作業委託しているとのことです。このことから、耕作に必要な機械はそろっているものと思われま

す。農作業常時従事日数につきましては、世帯で330日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が177アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと横田地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従って耕作していくとのこと

です。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区及び権利者住所地委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、若林豊委員。

○8番（若林 豊君） 8番、若林です。現地調査を3月9日午前9時半に〇〇さんと現地を見てきました。現地は、事務局のほうで話ありましたとおりに耕うんされて非常にきれいになっておりました。今回購入の一つの理由として、自分の耕作地が近いという話がありましたけれども、道を隔てた反対側に〇〇さんの所有する5反の田んぼがございます。今回の田んぼも昔から言う2反田で耕地整備されて非常に作りやすいような圃場でございました。〇〇さんについては、上宿の営農組合に入っておられて、非常に専業で熱心にやっておられる方で、今回は自分の田んぼに近いという理由もあるのですけれども、やはり今1町7反ぐらいつくっているのですけれども、規模を拡大したいというふうな気持ちも、話をしている会話の中でその辺も感じられました。ですから、営農組合に入ってからどんどん地域の担い手としてやっていく方ですので、今回のこの申請は非常にいいのではないかなというふうに思います。ご審議のほどお願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はようにですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の10について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の10については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の11について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の11についてご説明いたします。

議案の6ページをごらんください。本件は、平成29年3月2日付で申請書の提出がありました。申請内容は、堂谷在住の個人が下根岸在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲り渡し人は、兼業農家であり、労働力不足により耕作が困難なことから代理人を通じて譲り受け人に売却の申し出を行ったとのこととです。

譲り受け人は、申請地が自作地に近く、耕作上便利であることから申し出を受けるとのこととです。

総会資料23ページの位置図をごらんください。場所は、堂谷字五町免です。現地を確認したところ、現地は田んぼとして耕作されておりました。

総会資料24ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。

農機具等については、トラクターや田植機、コンバインにもみすり乾燥機を所有しており、耕作に必要な機械はそろっているものと思われまます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で350日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が143アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと堂谷地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従って耕作していくとのこととです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区及び権利者住所地委員の意

見及び現地調査の報告を求めます。

7番、有原敏夫委員。

○7番（有原敏夫君） 7番、有原です。3月の8日の午後5時に譲り受け人の〇〇さんと現地を確認し、説明をいただきました。ここは登記地目は畑ですが、現況は、先ほど説明がありましたけれども、田んぼで、耕作されていてきれいな状態で、特に問題はありませんでした。場所は、資料の位置図のとおり百目木公園のすぐ西側にある田んぼです。農家要件などについても今事務局から説明があったとおりです。特に問題はないと思いますが、皆さんの審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の11について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の11については許可と決定いたします。

◎議案第2号 平成28年度第12次農用地利用集積計画（案）の承認について

○議長（地引正和君） 次に、議案第2号 平成28年度第12次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第2号について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第2号についてご説明いたします。

この農用地利用集積計画案については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

この農地法第3条の第1項第7号の規定とは、農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告をされる農用地利用集積計画の定める農業経営基盤強化促進事業の農用地の利用権設定もしくは移転

または所有権の移転を促進する事業については、農地法の申請による許可を受けなくてもよいとされています。今回の申請は、利用権設定が5件あり、そのうち1件は農地中間管理事業による利用権設定です。また、所有権移転が3件となっております。

それでは、農用地利用集積計画書案の8ページをごらんください。まず、農業経営基盤強化促進法により利用権設定を受ける方は5人で、面積は105.614アールとなっております。利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから2ページ及び5ページの農用地利用集積計画各筆明細書記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

再び8ページにお戻りください。今回の利用権設定を受ける方の申請面積等が記載されておりますので、ご説明させていただきます。

〇〇〇さんは、田を1筆使用貸借し、申請面積は10.24アールで再設定となっております。

〇〇〇〇さんは、田を6筆賃貸借し、申請面積は39.11アールで新規設定となっております。

同じく〇〇〇〇さんですが、田を3筆賃貸借し、申請面積は30.63アールで更新となっております。

有限会社〇〇〇〇は、田を4筆賃貸借し、申請面積は18.944アールで更新となっております。

公益社団法人千葉県園芸協会は、畑を1筆賃貸借し、申請面積は6.69アールで新規設定となっております。

次に、12ページをごらんください。農業経営基盤強化促進法により所有権移転をされる方は3人で、面積は107.66アールとなっております。所有権設定の詳細内容につきましては、9ページから10ページの農用地利用集積計画各筆明細書記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

再び12ページにお戻りください。今回の所有権設定を受ける方の申請面積等が記載されておりますので、ご説明させていただきます。

〇〇〇〇さんは、申請面積が24.84アールで売買による所有権移転でございます。

〇〇〇〇さんは、申請面積が55.27アールで同じく売買による所有権移転でございます。

〇〇〇〇さんは、申請面積が27.55アールで同じく売買による所有権移転でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 平成28年度第6次農用地利用配分計画書（案）に対する意見について

○議長（地引正和君） 次に、議案第3号 平成28年度第6次農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

議案第3号については、農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課である農林振興課から農用地利用配分計画（案）の説明を求めます。

農林振興課、川邊君。

○農林振興課（川邊孝昭君） 農林振興課の川邊と申します。よろしく申し上げます。説明の前なのですけれども、資料の2ページ目と6ページ目に訂正がございますので、ただいまより差しかえの資料を配付させていただきますので、失礼いたします。

では、お手元に届きましたでしょうか。それでは、議案第3号 平成28年度第6次農用地利用配分計画案につきましてご説明のほう申し上げます。

本議案につきましては、農地中間管理機構でございます公益社団法人千葉県園芸協会を通じまして農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画案につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により皆様のご意見を伺おうとするものです。今回配分計画案につきましては1件でございます。

それでは、ただいま差しかえさせていただきましたものの2ページごらんいただきたいと思います。こちら今回貸借等、借り受けする方が上泉の〇〇〇〇様となります。借り受けの農地は、永吉〇〇番〇〇〇、畑669平方メートルを賃貸借により借り受けする計画となっております。先ほど議案第2号の中でご説明のありました農用地利用集積計画案5ページの整理番号29—3—5の農地を千葉県園芸協会から担い手に貸し付けるものでございます。借り受けに係る双方の詳細な契約内容につきましては、またこの差しかえの裏面になりますけれども、6ページの部分になりますけれども、ごらんのとおりということになってございます。

以上で配分計画案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号について賛成の方挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

ここで10分休憩いたします。

休 憩

再 開

○議長（地引正和君） では、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

◎議案第4号 平成28年度袖ヶ浦市農地の賃借料情報の提供について

○議長（地引正和君） 次に、議案第4号 農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案の12ページをごらんください。農業委員会は、農地法第52条に基づき毎年農地の賃借料情報を提供しています。この農地法第52条についてご説明しますと、農業委員会は、農地の利用状況や賃貸借における賃借料などの情報を収集し、整理して、農地の利用集積など賃借料の参考となるように情報提供することという内容になります。

次に、賃借料情報についてですが、平成28年1月1日から12月31日までに締結された農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法の利用権設定による賃借料を集計し、地目別、地区別に10アール当たりの最高額、最低額、平均額、袖ヶ浦市全体の平均額などの情報としております。

この賃借料情報は、耕作者が田畑を賃貸借する際に参考とする情報の一つとして提供するものです。提供方法については、農業委員会総会にて賃借料情報の承認を受けた後、農業委員会のホームページに掲載してお知らせします。

説明は以上となります。

参考資料が総会資料の25ページに載せてあります。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について提案のとおり提供することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については提案のとおり提供することに決定いたしました。

◎報告事項

○議長（地引正和君） 次に、日程第3の報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。報告1号についてご報告いたします。

議案7ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は平成29年2月1日から平成29年2月28日までで1件です。

続きまして、報告第2号についてご報告いたします。

議案8ページから11ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は平成29年2月1日から平成29年2月28日までで7件です。

報告は以上でございます。

○議長（地引正和君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 事務局から何かありますか。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。2月の総会時に石塚委員さんから質疑のありました下限面積を60アールに設定することは可能かどうかについてご回答させていただきます。

それでは、その他用資料というものをお配りしましたので、ごらんください。こちらの資料には農地法第3条の条文を載せてあります。裏面の2ページをごらんください。マーカーの印をつけてあるところなのですが、農地法第3条第2項第5号に下限面積の規定があり、その内容を要約して

ご説明しますと、都府県では50アールの範囲内で別段の面積を定めと記載されています。この内容から、都府県の下限面積は50アール以上に設定することはできないということになりますので、60アール以上に設定することはできないということになります。

説明は以上となります。

○議長（地引正和君） 何かそれについて質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○事務局長（菊池 博君） 済みません。補足させていただきますと、これは前回本来事務局のほうで
すぐ即答すべきところでしたが、ちょっと私どものほうも、まず規則でいろいろ市町村で設定できる
というふうに規定されているのですが、もちろん根拠法となる農地法でそもそも50アールの範囲内で
というふうに規定されておりますので、要するにそれ以下を設定するのは各市町村でいろいろできる
のですけれども、まずはここで50アールという範囲が決められていますということです。それ以上の
60とか70とかというのは、それはもう不可能だということになります。

○議長（地引正和君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第12回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後4時22分 閉会